## **椿油** 出自は適正に使用しましょう。

## ジャンボタニシ駆除に使用しないでください!

- 特殊肥料として販売されている椿油粕は、農薬として登録されていないため、ジャンボタニシ (スクミリンゴガイ)の駆除目的で使用することは禁止されています。
- 害虫の駆除目的で使用すると、農薬取締法違反※ となります。ジャンボタニシの駆除には登録のあ る農薬を使用しましょう。
  - ※ 最高で3年以下の懲役もしくは100万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金が科せられます。

## 流出しやすい場所では使用を避けてください!

- 椿油粕には魚介類に影響のある成分「サポニン」 が含まれています。
- 肥料として使用する場合も、水を張った水田や、 用排水路や池などに流出しやすい場所では使用を 避けてください。



熊本県農林水産部 農業技術課 植物防疫・農薬監視班

TEL: 096-333-2381

または各広域本部(地域振興局)農業普及・振興課まで